

# 山内隆通と彼の時代

## — 大内・尼子、毛利の時代を生きる —

堤

勝 義

### 一、はじめに

現在の庄原市を拠点とした山内隆通は、戦国時代に大内、尼子、毛利の戦国大名にはさまれて、生き抜いた武将である。

隆通の生きた時代は、前半部分と後半部分のふたつの時代にわたる事が出来ると思う。

前半部分は、中国地方の支配をめぐる闘い。最初は、大内と尼子、大内が重臣の陶晴賢に倒されて、その陶が毛利元就に宮島の合戦で敗れた後、山陽地方の実権を握った毛利と尼子の闘い。

時には尼子につき、また時には、大内、毛利についた時代である。後半部分は、大内滅亡後、山陽地方は毛利の支配力が強まり、尼子ものちには毛利の軍門に降り、山内も毛利方として除々にその支配下に組み込まれていった時代である。

ここでは管見の限りであるが、最初に山内ならびに、尼子と大内・毛利の合戦等に関する資料と、山内首藤氏に関する諸論文（あくまで私の管見の限りであるが）をかけた、次に山内隆通の前半部と、そして後半

部について書いてみたいと思う。

### 二、資料について

資料については、山内に直接かわるものと、尼子と大内・毛利の闘いに関する資料（この闘いには山内も当然かわっている）をあげる。

①「山内首藤家文書」（『大日本古文書』家わけ十五）東京大学出版会 S55 復刻

『大日本古文書』は修史局以来の探訪、収集した古文書と編年、家わけ、若しくは事件により編集したものである。

此の『家わけ十五』は萩藩々士山内家に家蔵する所の古文書を整理して、刊行したものである。

一号から五七三号までの文書を収めていて、山内氏研究の基本資料である。

②『萩藩閥閥録』山口県文書館 S42・3

『閥閥録』中の解説によると、五代藩主の吉元は学問、文化の興隆に意を用い、享保三年（一七一八）藩校の明倫館を創建すると共に、毛利氏

家譜及び家臣伝来の古文書、家系の調査事業を、時の歴史学者である永田頼兵衛政純に担当させた。その結果編集されたものが『閥閥録』（正式には閥閥録という）二百四冊である。

此の時、山内家当主山内縫殿が山内家の古文書を提出し編集されたものが『閥閥録』十三之一から十三之七までの山内家文書である。

内容については、『大日本古文書』所収の「山内首藤家文書」とかわりはないが、閥閥録の方には所々に解説がつけられている。

事実関係の真偽等とはともかくとして、わかりやすい所もある。

例えば『萩藩閥閥録』一七号の「從隆通之兩通、具令披見候。於我等前々之節目、一切無忘却候。此等之趣能々可被仰達事。可目出度候。恐々謹言」

毛利輝元が熊谷信直にあてた書状であるが、解説文として「右此比世上何角風説御座候に付、先年元就公雲州御退軍之時、甲山城（山内の甲山）へ被入、直通、隆通と御頼被成に付、吉田へ送奉り候、己来所々御弓箭之節、段々遂御馳走、今更別心無之段、隆通神文を以、熊谷伊豆守信直まで申達候処に輝元公より信直に對せられ御書」（カッコ文は筆者）

これは、事実かどうかともかくとして、元就が雲州より退軍の時に山内の甲山城へにげこみ、それを丁重に吉田迄元就を送っていった時のことを書き、山内隆通の毛利家に対してふた心ないことを誓ったものである。

③「西備名區」卷六、七、八（『備後業書』）歴史図書社 S 45・9  
「西備名區」卷六は大内・尼子について、卷七・八は毛利（上・下）

について書いている。大内・尼子・毛利についての概略はわかりやすい。大内・尼子・毛利の記述中に山内についても書いているので参考にはなる。

また、同書卷之六十三（比婆村）、卷之六十五（山内庄）、比婆村の項では、萩山について、山内庄の項では、その名の通り山内について書いている。

④『尼子毛利合戦雲陽軍実記』勝田勝年校注、新人物往来社 S 53・12

本書は校注者の解説文によれば『雲陽軍実記』を全国の読者の前に紹介し、併せて必要な解説を加えて、理解に役立てようとする目的から執筆したものである。

本書の命名については、毛利合戦と冠称をつけたのは内容を読者に率直にしらしめるためであり、例えば『萩藩閥閥録』は元来は『閥閥録』であったが、後には、萩藩の二字が冠せられた如くである。

さらに、解説文は続けて、明治四十四年（一九一）十一月刊の『雲陽軍実記』を底本として採用したものである。

此の『雲陽軍実記』は「河本家の記録にして他生之不知実録」として扱われたが（ちなみに河本家は尼子の中級家臣で、尼子義久に疎んぜられ、毛利元就に降ったが、尼子滅亡後の勝久の富田城攻撃に内応して、以後の動向は不明）、明和八年（一七七）八月の春日由雄著の『雲陽軍実記考』には「ソモソモ諸軍記ヲ探索シテ普ク見侍リケル、古考ノ者モ此記アル事ヲ知ラザリシニ、飯石郡（現島根県）ニ所持セシ者アリテ深ク蔵置ケルガ、此事ヲ伝聞セシ者、多年ノ懇望切ナルニヨリテ、近年

ヒソカニ借進セシメテ写シ取ケルヨリ、縁ニヨリ伝テ求テ書写セシモノ  
数十家ニ及ベリトゾ」

河本家の秘録である本書も明和八年頃から次第に写本として流布して  
いたことが知られる。

本書は第一巻から第五巻の構成で、例えば第一巻は「尼子経久富田城  
を切り返す並びに苦屋千万歳の事」「阿用合戦並びに尼子民部少輔政久  
落命の事」等項目をあげて、尼子経久の功業から、尼子勝久の上月城で  
の敗北までを書いている。

⑤『陰徳太平記』上・下芸備風土研究会S48・4

大正二年（一九一三）七月早稲田大学出版部が発行した『通俗日本全  
史』に収められていたものを再版したもの。

例言によると、第一巻から四十一巻までを収録。此書は、周防岩国吉  
川家の老臣香川正矩父子の手に成る。

此書を『陰徳太平記』と名付けたるは、宇都宮三近の序に「有陰徳者、  
必有陽報。有陰行者必有昭名公以此貽其子孫者所以警其好戦而示積徳  
者歟非呼」とあるに依て其旨意明なり、正矩の次男景継は即ち本書の集  
大成者なり、景継少小にして、父に死に別れ、四十才のときに佛門に入  
る。爾来堯真を名とし、宣阿を号とす。和漢佛典に通ずれども、特に歌  
を以て世に聞ふ。

一條の今西行の称あり、蓋し居を京都一條に したればなり、享保二  
十年九月、七十八才にて寂す。著述に草庵集・蒙求諺解・須磨明石抄・  
梅月堂隨筆等あり。

其歌集は門人橘雅珍が集めし所の梅月堂堯真法師和歌一卷あり。作者  
父子の祖先の武功は本書の処々に見えたり。

⑥『陰徳太平記』上・中・下 香川正矩原著・松田修・下房俊一訳  
教育社 一九八〇年三月

例言によると、周防岩国吉川家臣香川正矩とその子梅月堂宣阿の著  
『陰徳太平記』（八十一巻）のうち毛利興亡譚というべき部分を現代語  
訳し、注釈を加えた。正徳二年版（洛陽有春軒刊行）を底本とした。

また、参照した本としては、通俗日本全史『陰徳太平記』（上・下二冊  
大正二年刊）、臨川書店正徳二年版本『陰徳太平記』（上・下二冊、松  
田修・笹川祥生共編）をあげている。

吉田一保『和漢軍書要覧』―近世中期の通俗史書目録―所収の陰徳太  
平記の項には、

『陰徳太平記』八十一巻 香川正矩撰

百四代後土御門内院、文明年中より百八代後陽成院慶長年中まで、凡  
百十余年の間を記す。足利家の滅亡、織田・豊臣の治世、秀吉朝鮮征伐  
凱陣までに終る。関西の軍書にして、東国・北国は事と因てあらあ記  
しぬ、信長本能寺合戦、大内義隆逆臣陶の入道がために討たれ、尼子  
一類富田七年の籠城、山中鹿助が忠勇・毛利元就宮島合戦の武功、吉川・  
小早川等家を興し、秀吉中国所々の合戦等諸将勇士の家系興廢を委しく  
しるす。

⑦『山内首藤氏史料』第一巻～九巻 前田泰男編（呉市在住）S42・  
7～S46・2

これは呉市在住の前田泰男氏がいろいろな諸資料から山内首藤氏にかかわるものを抜すいし、収録編集されたものである。

年代毎に山内氏とそれにかかわりある同年代の安芸・備後・備前等をあげ、全国の出来毎と対比して書いたものである。

⑧『広島県史』古代中世資料編Ⅳ、広島県S53・3

広島県内に在る文書類を収録したもので、「庄原・比婆地區」の所に山内に関する文書が多く収録されている。又、付録の木札の項に天正九年九月日の圓通寺の本堂修造棟札がのせられている。

その他には、「戦国史料叢書七」（『中国史料集』）米原正義校注、人物往来社S41・9 『山内首藤家文書』一―十 武田祐三、北備地方史S40・4―42・12、『諸臣証文・山内家証文抜書』庄原市文化財保護委員会、北備地方史研究会S43・3 等がある。

### 三、山内首藤氏に関する論文について

①「備後国地毗庄」猪原薫一、歴史と地理三三―六、②「地毘庄と山内氏」出内博都 芸備地方史研究十一S30・3、③「東国から移った武士達」出内博都 芸備地方史研究一七―一八S31・7、④「承久の乱後における在地構造の変化」武田祐三、芸備地方史研究五四S40・2、⑤「地毗庄以前の山内首藤氏」武田祐三、芸備地方史一、S40・4、⑥「地毗庄以前の山内首藤氏」武田祐三、芸備地方史研究六一 S41・6、⑦「備後国信敷荘と山内首藤氏」武田祐三、芸備地方史研究六八、S42・9、⑧「備後国地毗庄・藤原姓山内氏一族一揆」（『鹿児島短大

研究紀要創刊号』）三木靖、S43・3、⑨「備後国山内首藤氏の国人領主制形成過程」（『上智日本史』）福本潤 S43、⑩「国人領主の所領形態について」（『月刊歴史』一四号）村田修三、S44・11、⑪「鎌倉末・南北朝期における備後山内氏の在地領主制と村落」松浦義則、芸備地方史研究八六、S46・6、⑫「備後国地毗庄の歴史地理的考察」武田祐三、芸備地方史研究八八・八九、S46・7、⑬「室町動乱期における山内首藤氏の領主権拡大」―延暦寺領備後国泉田荘をめぐる― 武田祐三、芸備地方史研究一二七、S55・7、⑭「大名領国の構成的展開」所収中の「備後国山内氏の在地領主制の進展と図田」、「備後山内氏一族と南北朝の動乱」岸田裕之、S58・9、⑮「鎌倉初期における山内首藤家について」出内博都、中世を読む一、一九八八・十、⑯「山内首藤氏と寺院・神社」、拙稿（堤）、中世を読む一、⑰「広島県の地名」平凡社、武田祐三執筆庄原市の項目等がある。

①～⑯の論稿をみると、山内氏が地毘庄に入部した初期を扱った論稿、出内論稿や武田論稿と南北朝の在地領主制と村落、山内首藤氏の一族一揆を扱った論稿が目につく。

岸田氏の「備後山内一族と南北朝の動乱」の中で、山内氏とたたら製鉄にふれられた箇所があるが、注目される。

### 四、山内隆通についてのまえがき

山内隆通は系図（「山内首藤家文書」・『大日本古文書』家わけ第十五所収による。これ以後は「山内首藤家文書」という。）によると、：

(前略)：豊成―直通―豊通―隆通となり、生没年は、系図によると、享禄三年(一五三〇)―天正十四年(一五八六)である。

系図の説明書によると、山内家の支族多賀山通統(現比婆郡高野町・郡山城)の嫡男で、妻は山内豊通の娘、継娶は態合伊豆守信直の娘で、始めて、毛利元就に属したとある。また、隆通の母は豊通の妹である。

山内隆通の生きた中国地方は、大内対尼子、大内滅亡後は、毛利対尼子の争乱の時代である。その中で強力な戦国大名にはさまれて家を維持していく為には、大内についてたり、尼子についてたり、毛利についてたりして、巧みに生きてゆかねばならなかったのである。

山内の支族多賀山通統(新兵衛・高野山久意ともいう)の嫡男である隆通が何故豊通の娘を妻として、本家を継がなければならなかったのか。それは尼子晴久の強制による為であったのであるが。

ここでは、実父多賀山通統と、総領山内直通・義父豊通を前段として、山内隆通の時代を書いてみたいと思う。

## 五、多賀山通統について

山内氏の支族多賀山氏については、地毘庄入部の初代通資が郡山から甲山に移った後に、郡山をついだのが弟の通俊で、それ以後通俊の子孫が多賀山氏を称している。

山内隆通の父多賀山通統については、『山内家首藤家文書』二二一号に、「多賀山通統同家図案」がある。

これは永禄二年(一五五九)十二月に山内通統が末代の為に書きおい

たものであるが、通統の生いたち等を書いていて、わかりやすいものである。

「系図案」によると、叔父の花栗弥兵衛の謀反の時に系図を失ってしまったので、祖父以来の事で、聞きおぼえている事を、書きおきたいと冒頭に書いている。

九才の時に叔父花栗弥兵衛が逆心をして、父通廣並びに兄の又四郎を討ち果した。その時に態合(現島根県懸合)に落ちのび、隠れていた時に、井上八郎右衛門尉が檜木谷で花栗弥兵衛と差し違えて討ち果した。

そこで、十才の永正十二年(一五一五)に家をつぎ、今年で四十四才になる。

通統が二十余才の時に但州の下知によって、尼子と縁を切ったが、享禄三年(一五三〇)九月九日に尼子が郡山城に押しかけ、翌年七月十九・二十日には兵糧もつき、家来のおもだったものも討ち死にをしてしまったとある。

隆通の父多賀山通統は叔父の返逆によって、幼ない時に父と兄を失ない、多賀山の家督をついで、尼子や大内との間にはさまれながら苦勞をして大きくなっていったことがわかる。

後には、尼子との縁を切り、息子山内隆通のバックアップの下に、毛利方として存続していくことになる。もしもという仮定であるが、息子の隆通がいなければ、宮(新市亀寿山)や和智のように、毛利によってつぶされていたのではないかと思われる。

「多賀山通統同家系図案」中に尼子との合戦が書かれているが、此の

尼子との合戦の前段として、『山内首藤家文書』二〇二号に、享禄二年（一九二九）七月廿六日付の大内義隆が、毛利元就にあてた書状には、大内の家臣弘中隆兼からの報告として、毛利元就を大将として、多賀山と合戦して、これを落したという報告があったということを書いていますので、享禄二年に、先ず大内方の毛利元就によって蓆山城が落城し、その翌年から尼子氏の攻撃が始まったことがわかり、後に毛利方として行動していた多賀山通統は、「系図案」中で尼子の攻撃の事を強調して書いたものと思われる。

通統は菩提寺の功德寺が弘治元年（一五五五）に火災にあった時に、寺領を寄進して、臨濟宗から曹洞宗に改めている（拙稿「山内首藤氏と寺院・神社」（『中世を読む』一号））。

多賀山通統は『陰徳太平記』等では、高野山久意として名前が出てくる。天文十年（一五四一）には、大内方の先峰として尼子領に攻め入ったが、天文十二年になると、大内から尼子方に転じている。此の事は隆通の所で書いてみたい。

## 六、山内直通・豊通について

隆通の祖父山内直通は初めは、二郎四郎、幸松丸、豊通等と名乗っていた。

父豊成（初めは豊通）から、文明十五年（一四八三）九月廿六日付で、本領地として、地毘庄本郷、下原地頭領家、信敷東一圓、同所増分、信敷東西段銭、伊与本家東西、同所半済（湯川山本にあづけている）、津

口半済、岩成下村領家（三原五郎に一期として与えている）、小条分、河北村の十一カ所が譲られている（『山内首藤家文書』一八二号）。

また、請地として、下村栖真院領（京着公用四十貫文）、三ヶ村同院領（京着公用一二〇貫文）、他四カ所を譲られている（『山内首藤家文書』一八三号）。

文明十五年九月吉日付で、信敷東一圓御判伊与半済、石成、下村御半、信敷欠所分御判、河北領家方御判、反銭御免御判、信敷西方反銭被下候御判、臨時反銭御免御判、地毘庄内懸田御半、津口半済御判、播麻内所々御判（三通）、高氏將軍信敷東方御恩賞建無之御判、泰通讓状以上十五通が譲られている。

これを受けて、文明十五年十二月廿六日付で、守護の山名政豊が山内幸松丸（直通）に備後、播磨両国の諸所領を安堵している。以上のように父豊成から山内家の家督を譲られている。

守護山名氏からの書状を、『山内首藤家文書』中の山内直通あて書状からみると、最初は山名政豊、俊豊、祐豊（但馬を拠点とする）であるが、大永七年（一五二七）頃になると、守護の書状はなくなり、大内の書状になっているので、守護山名氏の勢力の後退がみてとれる。

和智筑前守が大内義興に大永七年にそむいたので、山内上野介（直通）は、大内義興にくみして参陣をしている（『山内首藤家文書』一九八ノ二〇一号）。

山内豊通についても、和智との合戦に関して、大内義興は、大永七年九月三日付と大永八年二月廿五日付の二通の書状を出している。

『陰徳太平記』や『尼子合戦雲陽軍実記』によると、尼子経久と三男の塩治興久とが、天文元年（一五三二）所領をめぐって合戦となり、塩治興久は敗れて、義父山内直通を頼って、甲山に落ちたことあり、『西備名區』には、「直通、隆通これを助く、経久舎弟下野守（国久）次男紀伊守（尼子の最強軍団「新宮党」）に勢を附て、山内を攻る事すでに五箇度に及ぶ、然るに直通兄弟（祖父と孫か）克防て、雲州勢勝利なく引退きぬ。其後、黒正甚兵衛を使い興久を乞ふ。興久これを聞いて自殺す。直通首をおくって和睦する」とある。

天文四年（一五三五）十二月三日に興久は山内直通方において自害したという。

直通の娘を「山内系図」で見ると、三人載っている。長女は、穴戸元家にとつたが、元家の死後馬来乗綱にとつた、二女は、多賀山通統（隆通の母）にとつた、三女は、田総元里にとつた。系図上では長女が山陰の馬来にとつた。塩治（尼子）興久にとつた娘は出てこないが、まさか山陰の雄尼子の三男にとつたのであるから妄腹の子供であつたとはとうてい考えられない。

此の事が事実とするならば、山内直通は尼子と縁を通じていたことになる。

安芸では、天文二年に武田光和が病没すると、家臣が分裂、光和の養子信実が若狭へ落ちのび、のち尼子晴久を頼って出雲に赴いた。これによって安芸の過半は元就の支配するところとなり、元就はさらに天文三年に宮氏の本拠龜寿山を、四年には、萩山の高野山五郎入道久意（多賀

山通統）が尼子に一味したので同年三月に出発し、これを攻め落した。（『陰徳太平記』）。

このように毛利元就も兄興元なき後、本家を継ぎ、井上一族を肅清して毛利家内部を固め、大内氏方として、着々とその地歩をかためつつあった。

## 七、山内隆通について

多賀山通統の息子山内隆通が山内本家をつぐことになった理由は『山内首藤家文書』二〇六号、二〇七号、二〇八号を読むと理解が出来る。

二〇七号の「尼子詮久久晴書状（切紙）」天文五年（一五三六）三月廿一日付は、尼子詮久（後晴久）が山内智法士（隆通）に出したもので、その内容は、今度の尼子の甲山攻めで、詮久が攻めおとしたので、本来は山内は断絶すべきであるが、山内智法士が受けるというので、山内本家をつがせるので、今後は尼子に忠節をつくすように書き送っている。

二〇六号の「尼子経久書状」（切紙）は晴久の祖父で現在の尼子家（土）を創業した祖父の経久の書状で、二〇七号と同年同月日で、山内智法師（土）に書状を出して、智法師が山内本家を継承していくにあたって、尼子に忠節をつくすように書き送っている。

二〇六号、二〇七号文書をうけて、二〇八号文書は次のようである。

山内直通書状

上野介

（隆通）  
嫁法士殿 進之候

直通

讓与惣領職事、子ニて候次郎四郎息女縁辺之儀、其之申合、致相詮候、以比旨家儀長久可有存知候。諸色被守先例、可被申付事肝要候、恐々謹言

天文五年六月十三日

直通(花押)

嫁法士殿

進之候

山内本家の直通より、嫁法士(隆通)にあてた書状で、息子豊通の娘である隆通に惣領職を譲ることをしたためた書状で、これによって、多賀山通統の息子の隆通が、山内本家を継ぐことになった。

山内本家と多賀山氏との関係をみると、本家豊通の妹が、多賀山通統にとつぎ、隆通を生んでいたので、隆通から見れば豊通は叔父になるし、直通は祖父になる。

また、隆通の妻は前述のように豊通の娘である(妻亡き後は毛利側近の熊谷信直の娘をめとり、後とりの広通を得ている。)

山内直通から見ると、隆通夫婦は、外孫と内孫ということになるので多賀山氏から山内本家に入っても、祖父直通や義理の父豊通のバックアップを得て、山内本家臣団に於いても、さほどの拒絶感や動揺はなかったのではないかと思われる。

但し、尼子の方から見ると、多賀山氏は大概尼子方であったので、多賀山隆通を山内本家に入れて、尼子方に有利にいくように図ったのであろうが、尼子の予想に反して、尼子の弱体化もあるが、隆通は「山内系図」の隆通の所の説明に「始めて毛利元就に属す」とあるように、終始

毛利方として活動をしているのは、尼子氏にとっては、大きな誤算であったと思われる。

天文九年(一五四〇)九月に尼子晴久は毛利元就を攻撃する為に、一万余騎を引率して、吉田をめざして富田月山を出馬したが、叔父の義勝等有力武士が討ち死にし、敗北をして、富田にしりぞいた(『毛利合戦雲陽軍実記』)。

そして、翌年の天文十年には尼子経久が八十四才で死去した。このことは、尼子にとって前途の多難さを予期させるものであった。

天文十年正月十四日尼子晴久、吉田より敗走の後、三吉修理亮広隆、石見国福屋治部少輔隆兼、備後高野山入道久意(多賀山通統)、吉川治郎少輔興経、山内新左衛門尉隆通、宮若狭守等十三人が陶中務権大輔隆房のもとへ「義隆朝臣が自ら出雲へ進攻されるならば、われわれ十三人お味方に参り、先陣を勤めます。尼子ご退治の時には、尼子領のうち、備雲石の三国の中から、われわれそれぞれの身上の大小にかかわらず、今あると同じだけの所領を加増して下さい」と書き送ったという(『陰徳太平記』)。

天文十一年正月十二日に、大内義隆は山口を出馬した。これに一味同心の人々は、前述の十三人を含み、毛利元就・隆元父子、宍戸隆家(毛利元就が隣国の強敵五龍の宍戸氏を味方にする為に、元就の娘をとつがせた。また、隆家の母は山内直通の娘である)、平賀隆宗、小早川正平、天野興定、熊谷信直等々であった。

しかし、天文十二年の正月に大内勢は富田城を総攻めしたが、うまく

いかに逆に、三沢、三刀屋、本城、山内等々が尼子方に再度転じたために、大内勢は大敗し、退却をした。

此の時に何度も書くが、毛利軍も退却となり、元就は山内を頼って甲山に入り、直通・隆通は元就を丁重に吉田迄送りかえしたという（『関録』十三之一）。

河合正治氏は『安芸毛利一族』の中で、河北、八谷がこの時に毛利直臣になったという話等で、「事實は存したであろう」と書いている。

神辺城の山名（杉原）氏も、此の天文十二年に大内方から尼子方に転じ、天文十八年迄このあたり一帯で尼子方として勢力をふるった。

天文十二年正月十一日付で、山内少輔四郎（隆通）は大内義隆より加冠状をもらっている。

加冠 隆通

天文十二年正月十一日（花押）

山内少輔四郎殿

隆通は大内義隆の隆の字をもらい、隆通の加冠状をもらっている。

年欠であるが、山名祐豊よりの書状の中に気になる事があるので書いておきたい。

『山名祐豊書状』（切紙）二一〇号に、守護の祐豊が山陰の馬来家（前述の河合正治氏の『安芸毛利一族』の中で馬来家が「たたら製鉄」とかかわっていることを述べている）の事で、馬来の息子又四郎に家督相続を認めるように塩治左衛門尉綱にいおうと、山内隆通に書き送っている。

承知のように、直通の娘が再婚で馬来家にとついでいるので、又四郎は直通の娘の子ではないかと思われる。

山内隆通が天正十四年に、毛利に知行地を報告した中に、本郷の内鍛冶屋持、十八貫というのがあり、馬来家を通して、たたら製鉄鍛冶とも深くかわっていたのではないかと思われる。

天文二十年大内氏は重臣の陶晴賢によって滅亡させられる。これによって、中国地方の大内、尼子体制は崩壊し、新たな段階をむかえることになった。

毛利元就にとっては、山陽地方を握る為には陶との対決がなく、そのような状勢下で、天文二十二年（一五五三）に山内隆通は毛利に帰順するのであるが、帰順を説得したのが、穴戸隆家と口羽通良（元就の側近志道元良の弟）である。その結果、天文二十二年十二月三日付で穴戸隆家あての書状で、帰順の条件として、九ヶ条の条数をかかげて、元就、隆元、隆家に神文で連署加判を求めている。

隆通があげた九ヶ条の中で、多賀山の事については「一、多賀山儀、我等同前ニ於致馳走者、不可有御等関与之御両三一紙之可預御神文事」と書き、実家の多賀山家について、山内家と同様に取り扱われることを要求して、神文を出すようにいっている。

同年の十二月四日付で、隆通あてに、元就、隆元、隆家連署加判して返書を書き、九ヶ条の中で、和智、湧喜の事については、納得出来ないが、その他の七ヶ条については、これを認める事を書いている。

これによって、以後、山内隆通は毛利氏方として行動することになる。

天文二十三年（一五五四）主君大内を倒して実権を握った陶に対して、毛利元就が反旗をひるがえした為に、陶が迎えた大内義長（九州の大友宗麟の息子、母が大内氏の出）は、いささかも陶に対して、異心がないことを誓っている。

宮島の闘いに於いて、毛利と陶は決戦し、毛利が勝利をおさめて、いよいよ毛利は中国地方を支配下におさめんとして、尼子との決戦に向かつていく事になる。それゆえ、いよいよ山内というものが、毛利にとって必要となっていくものと思われる。

永禄五年（一五六二）七月に尼子領である出雲国内の牛尾（七百貫）、賀茂（五百貫）、并能（三百貫）、佐世（七百貫）を隆元・元就が与えている（『毛利元就同隆元連署判物』二二二号）。また、同年の十月には、出雲道前に於いて三百貫の知行を与えている。

『尼子合戦雲陽軍実記』には、「永禄五年十月毛利元就、吉川元春、小早川隆景、島根へ出陣の為、赤穴藤が釣の城を発向、それに従う人々は、穴戸隆家、平賀隆直、天野元定、熊谷信直、そして山内隆通、高野山久意等の二万余騎であった」とあり、尼子との闘いを毛利が宇与曲折を経ながらも有利に進めている事がわかる。

永禄六年にも、毛利元就単独で、隆通に先年の牛尾の半分の知行を与えることを約束したことは、いささかも間違いでない事を重ねて申し入れている。

『山内首藤家文書』二二六・二三四号文書は、山内隆通が、足利十三代義輝から毛氈鞍覆、白傘袋の免許を得たことに関する関連文書である。

現福山市の熊野町一帯に勢力を占めた渡辺氏は、十五代義昭より毛氈鞍覆、白傘袋の免許を得ているが、山内隆通は足利義輝から毛氈鞍覆の許可を得るために、義輝に近い縁阿弥（同朋衆か）を通じて、結城意旭に働きかけてもらい許可を得ているのであるが、その為にたくさんのお金をしている。

結城意旭には縁阿弥が文書（『山内首藤家文書』二二九号）を出しているが、その中で、馬、太刀を年々に御礼することを書いてあるし、義輝や側近の朽木輝孝、そして縁阿弥にも贈りものをしてしている。

毛氈鞍覆、白傘袋を流浪の十五代義昭からでなく京都の將軍（十三代足利義輝）から許可を得たことは、備後の内郡、外郡の在地領主の中でも、大変な権威づけになるものと思われ、たくさんのお金を贈り物をしてでも得る価値があったものと思われる。またそれだけ、山内隆通の力もそれ相当にあったことを物語っている。

永禄九年（一五六六）に尼子は毛利に降服し、ここに毛利の勝利が決まり、毛利元就は、中国地方を代表する戦国大名になった。

永禄十一年正月、延暦寺は、永禄十年正月の山内隆通の依頼により、武運長久、家内安全、子孫繁昌、息災延命を祈祷している。

祈祷した経文は、大日如来真言、佛眼部母真言、一字金輪真言、御本尊真言、三部諸天真言、摩利支天真言、勝軍地藏真言であった。

丁度、同年に九州の大友氏と毛利が不仲となり、芸・備・石等の武士が軍役にかり出されている。

## 八、尼子降伏後の山内

元龜三年（一五七二）の事と思われる『山内首藤家文書』（二四二・二四四号）は、山内隆通が毛利輝元に忠誠心を疑われたのか、熊谷信直が仲に入って、山内隆通が輝元に対して、いささかも違変がないことを誓っている。

そして、その証として、隆通は輝元に対して、太刀一腰と金覆輪の鎧を贈っている。又、輝元側近の児玉元良にも、鳥目二百疋を贈っている。

今迄は中国地方平定の為に山内を味方につけることが必要であり、山内氏も毛利に対して、協力者としてかなり自由にやっていたと思うのであるが、中国地方を毛利が支配に収めた後は、支配関係を強化していったものと考えられ、山内の服従心を確認したものと思われる。

この事をうけて、元龜三年（一五七二）七月廿五日付の「毛利輝元起請文」で輝元は、山内隆通・元通父子に対して、今後は誰人がつけ口をしようとも、山内父子の忠誠心を疑わないことを誓紙をもって誓っている。

そして、同年七月廿八日付で、山内元通・隆通は吉川元長・元春に対して、山内父子が輝元に対して異心がないことを、輝元が納得をしたことを書き、吉川元長・元春父子に対して、いささかも疑うことがあれば、直接にお尋ね願いたいと書き、今後共、指南、扶助を得ることを請い、いつわりなき事を、梵天、帝釈、四大天王、惣日本国中六十余州の大小神祇、特に厳島両大明神、吉備津宮彦大明神（備後一の宮、吉備津宮か）等に誓紙をもって誓約している。

同年八月一日付で、おりかえし、吉川元資（元長）、元春父子が、山内父子に対して、今後はどのような事があっても、疑うような事はないと誓紙をもって誓い、元通と元資（元長）とが兄弟の契約を結ぶうえは、今後共仲良くする事を書き、梵天、帝釈、四大天王、惣日本国中六十余州大小神祇、特に厳島両大明神、八幡大菩薩等に誓っている（吉備津宮がないのに注目）。

『山内首藤家文書』（二四八・二六二号）は、足利義昭に関する書状で、輝元が山内隆通に義昭に対して上洛の援助を命じ、それに従って隆通が、義昭の援助をしていたことがわかる。

特に、天正四年（一五七六）十月三日付の安国寺恵瓊の書状には、隆通が輓に在る義昭のもとに、滑良通泰を遣したことに對して、「面目の至、大慶これにすぐべからず候」と書き送っている（『山内首藤家文書』二五二号）。

この事について、隆通が足利義昭や側近に進上した品目があり、義昭に太刀一腰（二王）、馬一疋（栗毛）、釵（国吉）、青銅千貫（但し、黄金五拾両、銀子二貫五百目）、真木島昭光には、青銅五万疋（但し、黄金五十両）、春日殿には青銅千疋、城信濃守にも青銅千疋、御供衆五人と乳母に太刀と馬を一疋ずつ、同朋衆、猿樂、既方、小者にそれぞれ三百疋ずつ、半田七介に二万疋（但し、金子二つ）を贈っている。安国寺の「面目の至」というのは、この事であると思われる。

山内隆通の息子元通には妻がなく、天正七年七月十五日に三十一才でなくなっている。此の為に隆通は、家督を二男の広通に譲ることとし、

まず、広通を元通の養子にして、縁者の熊谷信直や穴戸隆家を通じて、吉川元春に働きかけて、毛利輝元の許しを得ようとした。その結果、天正七年八月十七日付の隆家あての書状で家督相続を許されている。

そして、そのお礼として、輝元に太刀一腰、馬一疋を贈っている。

また同時に穴戸隆家に対しても太刀一腰、馬代を贈っているのである。

天正八年九月五日付で、五龍（穴戸隆家）に対して、隆通・千松丸

（広通）父子は、穴戸隆家に対して疎意なきことを誓っている。

誓約している神は、梵天、帝釈、四大天王、惣而日本国中大小神祇、

当国一宮（吉備津宮）特に八幡大菩薩、厳島両大明神等に誓っている。

穴戸隆家・元孝父子も同年九月六日付で、山内父子に誓約を出している。それによると、「祖父元源や父元家を通じて、山内とは因縁あき

らずものがあり、隆家幼少の頃の数ヶ年にわたって、山内直通に扶助せられた。その事が忘れがたい」とあり、隆家・元孝父子は隆通・広通父子に対して疎略なきことを誓っている。

そして、誓約する神々は、梵天、帝釈、四大天王、惣而日本国中大小

神祇、特に八幡大菩薩、厳島両大明神等に誓っている。

誓約した神々について、山内隆通父子と穴戸隆家父子。吉川元春父子と山内隆通父子が誓約した神々を比べてみると、上下関係が明確にわかって興味深い。

山内父子と穴戸父子では、山内は当国一宮（吉備津宮）をあげ、特に、厳島（安芸一宮・毛利）八幡の順にあげている。

穴戸は特にで、八幡大菩薩（穴戸の崇拜する神社か）、厳島をあげて

いる。

吉川は特にで、厳島、八幡大菩薩の順にあげ、山内父子は、特にで、厳島、吉備津の順にあげている。

穴戸の時には、お互いの崇拜する神社をあげ、次に厳島（毛利）をあげているが、吉川の時は、吉川は厳島と八幡をあげ、山内は厳島（安芸一宮）、吉備津（備後一宮）の順にあげ、上下関係を配慮した順番にしている。

穴戸と誓約をした年の十月に、隆通は穴戸隆家に対して、太刀一腰と青銅千疋を和融の祝儀として贈っている。

天正十二年（一五八四）三月十三日付で毛利輝元は、隆通に対して次のような書状を出している（『山内首藤家文書』二八七号）。

「ご存知のように、三吉、久代、三澤方を始めとして、すでに人質を出しているが、あなたは他国へ出張っていたので、人質の申し出をしていなかったが、皆と同じように、早々と人質をさし出すように」というている。

天正十二年（一五八四）卯月十八日付の毛利輝元より、熊谷信直あての書状には、隆通が人質を出すように五龍（穴戸）に助言してくれることを望んでいることを書き送っている。

これをうけて、同年卯月廿日付の熊谷信直の隆通あての書状には、輝元が隆通に人質をさし出すことを求めている事を書き、分別をもって返事をするように求めている。

そして、廿日付で隆通は、信直に対して、息子の鬼松（広通）を人質

として、穴戸隆家にさし出すことを申し出、信直に輝元への取りなしを頼んでいる。

天正十二年の五月廿三日に、広通は五龍に人質としていく段どりとなり、そして、五龍にいく時には、養生の為だと称するように、信直（広通は信直からみると外孫にあたる）は隆通あての書状（『山内首藤家文書』三〇〇号）でいっている。

広通の人質さし出しのことについては、吉川元春や小早川隆景も書状を隆通に出している。

小早川隆景は書状（山内三〇三号）の中で、四国伊豫への渡海について近況を書きながら、隆通が人質を出したことについて、「被御分別御書付等被差出候之由、尤可然候」と書いている。

人質を出した後の天正十四年二月に隆通は、毛利に知行高を注進している（山内三〇四号）。

その内訳は、本郷七村、泉田、信敷東西、永江、河北、伊与森脇、高小用、岩成。安芸に於いては、佐東の門長来村。雲州に於いては、賀茂、佐世、大東の内、大東の内大西の内、三代神原。そして、山内家の重臣たち、滑通恒、宇野通治、河面通友、湧喜通良等の所領も注進の中に含まれている。その所領高は合わせて、陸千柒百肆拾貫（六千七百四十貫）であった。

人質と所領注進により、隆通はいや応なく毛利の体制に組み込まれていき、息子の広通の代になると、完全に毛利家に組みこまれて広通の息子元資の時には、毛利の家臣として、二千四百石という破格の待遇を得

ている。

## 九、まとめ

源頼朝の御家人として出発した山内氏が、萩山から甲山に来て、着々と勢力を扶殖していき、尼子や大内、毛利の戦国大名にはさまれて生き抜き、隆通の時代には、毛利に対して、人質や知行高を注進したくなかったろうけれども、一回り大きな毛利に対してやむなく従っていき、そして、徳川時代には、完全に毛利家臣として体制に組み込まれた。

杉原盛重の子や宮（亀寿山）、和智等は毛利等によってはうむられたが、山内はどうであったか。山内にも危機はあったと思う。それは、毛利輝元によって忠誠心を疑われた事だと思うが、毛利側近に縁者（熊谷信直や穴戸隆家（隆家の息子は毛利輝元の娘を嫁にもらっている））がいた事がさいわいだったのではないか。文書等でも、彼らが毛利に対して取りなしをしているのが散見するので、これは大きな力になったのではないかと思われる。

山内氏は足利義輝や義昭、毛利氏に対しても贈り物をしているが、その経済力はどうのことを考えると、山陰のたたら製鉄の馬来家とのつながり等、鋳物や鉄とのかかわりについて考えてみる必要があるのではないか。これが今後の課題ではないかと思う。